

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

目次

一	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
二	石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）	25
三	勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	26
四	外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）	27
五	国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	28
六	財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）	30
七	年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）	31
八	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）	32
九	資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）	33
十	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	35
十一	確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）	36
十二	証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）	37
十三	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）	38
十四	金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十三号）	42
十五	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	43
十六	金融庁設置法第四条第三号才に規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）	53

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四（略）</p> <p>第五章の五 指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）</p> <p>第五章の六 特定金融指標算出者（第十九条の十・第十九条の十一）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（短期大量譲渡の基準）</p> <p>第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下この条において同じ。）が、当該変更報告書に係る大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。）又は当該大量保有報告書に係る他の変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。）に記載された又は記載すべきであつた株券等保有割合（当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四（略）</p> <p>第五章の五 指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（短期大量譲渡の基準）</p> <p>第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下この条において同じ。）が、当該変更報告書に係る大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。）又は当該大量保有報告書に係る他の変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。）に記載された又は記載すべきであつた株券等保有割合（当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも</p>
---	--

の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。）のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをとする。ただし、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日前六十日間（次項において「短期大量譲渡報告対象期間」という。）に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの二分の一以下である場合又は百分の五以下である場合には、この限りでない。

2 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める者は、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の数の合計を当該提出する者の保有株券等の総数（法第二十七条の二十三第四項に規定する保有株券等の総数をいう。）とみなした場合における当該提出する者の株券等保有割合が百分の一に満たない者とする。

（登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券）

第十五条の四の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券

の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。）のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをとする。

（新設）

（新設）

二 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している有価証券

三 第二条の十一に規定する有価証券

四 法第四条第一項から第三項までの規定による届出又は発行登録（法第二十三条の三第三項に規定する発行登録をいう。）が行われている有価証券

五 有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合（同項第二号に掲げる場合に限る。）における当該有価証券

六 法第四条第一項第四号に該当する売出しに係る有価証券

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号ハ及び第三十三条の五第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 十五（略）

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号イ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 十五（略）

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第二十九條の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を~~行おうとする場合(前二号に掲げる場合を除く。)~~ 五千万円

四 投資運用業(適格投資家向け投資運用業(法第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。))~~を除く。)~~を~~行おうとする場合(第一号及び第二号に掲げる場合を除く。)~~ 五千万円

五 第二種金融商品取引業(法第二十八條第二項に規定する第二種金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務(法第二十九條の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))~~を除く。)~~を~~行おうとする場合(前各号に掲げる場合を除く。)~~ 千万円

六 第一種少額電子募集取扱業務を~~行おうとする場合(第一号から第四号までに掲げる場合を除く。)~~ 千万円

七 適格投資家向け投資運用業を~~行おうとする場合(第一号から第四号までに掲げる場合を除く。)~~ 千万円

八 第二種少額電子募集取扱業務を~~行おうとする場合(前各号に掲げる場合を除く。)~~ 五百万円

2 申請者が外国法人である場合において、法第二十九條の四第一項

。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業(適格投資家向け投資運用業(法第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。))~~を除く。)~~を~~行おうとする場合(前二号に掲げる場合を除く。)~~ 五千万円

(新設)

四 第二種金融商品取引業(法第二十八條第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。))~~を行おうとする場合(前三号に掲げる場合を除く。)~~ 千万円

(新設)

五 適格投資家向け投資運用業を~~行おうとする場合(第一号から第三号までに掲げる場合を除く。)~~ 千万円

(新設)

2 申請者が外国法人である場合において、法第二十九條の四第一項

第四号イの資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時に於ける外国為替相場によるものとする。

(金融商品取引業者の最低純財産額)

第十五条の九 法第二十九条の四第一項第五号ロ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号(第五号及び第八号を除く。)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

2 (略)

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第十項に規定する政令で定めるものは、第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券とする。

2 法第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定めるものは、第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利とする。

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四

第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時に於ける外国為替相場によるものとする。

(金融商品取引業者の最低純財産額)

第十五条の九 法第二十九条の四第一項第五号ロ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号(第四号を除く。)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

2 (略)

(新設)

(新設)

の三第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が一億円未満であること。

二 取得する者が払い込む額として内閣府令で定める方法により算定される額が五十万円以下であること。

第十五条の十の四、第十五条の十の八 (略)

(営業保証金の額)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を行う個人 千万円

二 (略)

三 第二種少額電子募集取扱業務を行う個人（第一号に掲げる者を除く。） 五百万円

(営業保証金に代わる契約の要件)

第十五条の十三 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）

第十五条の十の二、第十五条の十の六 (略)

(営業保証金の額)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二種金融商品取引業を行う個人 千万円

二 (略)

(新設)

(営業保証金に代わる契約の要件)

第十五条の十三 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う個人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条から第十

〔を行う個人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条から第十五条の十五までにおいて同じ。〕は、法第三十一条の二第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一～三 (略)

(金銭に類するもの)

第十六条の七 法第四十条の三及び第四十条の三の二に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)
 第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十三条の三	(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
本店その他の営業所又は			本店及び国内における			

五条の十五までにおいて同じ。〕は、法第三十一条の二第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一～三 (略)

(金銭に類するもの)

第十六条の七 法第四十条の三に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)
 第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十三条の三	(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
本店その他の営業所又は			本店及び国内における			

第一項第六号	事務所	主たる営業所又は事務所 その他の営業所又は 事務所
(略)	(略)	(略)

(金融商品仲介業者に関する読替え)

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十七条	(略)	読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条、第五十一条	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十六条の二十第一	(略)	(略)	(略)	(略)

第一項第五号	事務所	主たる営業所又は事務所 その他の営業所又は 事務所
(略)	(略)	(略)

(金融商品仲介業者に関する読替え)

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十七条	(略)	読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条、第五十一条	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十六条の二十第一	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は前条</p>	<p>第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、同条第四項の変更登録若しくは第三十五条第四項の承認</p>	<p>第六十六条の登録</p>	<p>第三十条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条若しくは前条</p>	<p>又は第六十六条の二十</p>
---	---	-----------------	---	-------------------

<p>の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は第五十六条の三</p>	<p>第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、第三十一条第四項の変更登録、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項の承認</p>	<p>第六十六条の登録</p>	<p>第三十条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条の三若</p>	<p>又は第六十六条の二十</p>
--	--	-----------------	--	-------------------

	(略)	読み替える法の規定		<p>(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)</p> <p>第十八条の四の六 信用格付業者が法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
	(略)	読み替えられる字句		
第二十九条の四 第一項第二号チ	(略)	読み替える字句	役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）	

(略)	
(略)	
(略)	

	(略)	読み替える法の規定		<p>(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)</p> <p>第十八条の四の六 信用格付業者が法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
	(略)	読み替えられる字句		
第二十九条の四 第一項第二号ヘ	(略)	読み替える字句	役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）	

(略)	しくは前条第二項
(略)	
(略)	

<p>十一條第六項の認可、同 條第四項の変更登録若し くは第三十五條第四項の 承認</p>	<p>第三十條の二第一項の規 定により条件を付するこ ととしたとき、又は第五 十一條、第五十一條の二 、第五十二條第一項若し くは第二項、第五十二條 の二第一項若しくは第二 項、第五十三條、第二十 四條若しくは前條</p>	<p>第六十六條の四十一又 は第六十六條の四十二</p>	
---	---	----------------------------------	--

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八條の七の二 法第七十九條の二十七第一項に規定する政令で定
める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商
品取引業者及び法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額
電子募集取扱業者とする。

<p>十一條第六項の認可、第 三十一條第四項の変更登 録、第三十五條第四項の 承認若しくは前條第三項 若しくは第四項の承認</p>	<p>第三十條の二第一項の規 定により条件を付するこ ととしたとき、又は第五 十一條、第五十一條の二 、第五十二條第一項若し くは第二項、第五十二條 の二第一項若しくは第二 項、第五十三條、第二十 四條、第五十六條の三若 しくは前條第二項</p>	<p>第六十六條の四十一又 は第六十六條の四十二</p>	
---	---	----------------------------------	--

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八條の七の二 法第七十九條の二十七第一項に規定する政令で定
める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商
品取引業者とする。

2 法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行うとしない者及び第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする者とする。

第五章の六 特定金融指標算出者

(特定金融指標算出者による書類の届出期限)

第十九条の十 法第五百五十六条の八十六第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(業務規程の認可を受ける期限)

第十九条の十一 法第五百五十六条の八十七第一項に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、外国の者である特定金融指標算出者(法第五百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。)が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、法第五百五十六条の八十七第一項の指定を受けた日から六月以内に同項の認可を受けることができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日)

第三十五条の三 法第九十三条の二第二項第四号に規定する政令で

2 法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行うとしない者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

定める日は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に初めて該当することとなつた日（その日が当該発行者の事業年度開始後三月以内の日である場合には、その事業年度開始後三月を経過した日）とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）
、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条及び第三百六十三条から第三百七十一条まで

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）
、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条及び第三百六十三条から第三百七十一条まで

の規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第八号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3・4 （略）

5 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六条の十五にお

での規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第七号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3・4 （略）

5 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の

て準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六百三十三条第一項、第六百五十七条から第六百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6 法第九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号に

二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六百三十三条第一項、第六百五十七条から第六百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6 法第九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六

あつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三から第六十七条まで若しくは第六十八条から第七十一条までの規定又は法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

7 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバ

条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三から第六十六条十七条まで若しくは第六十八条から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

7 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十

タイプ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七條まで若しくは第三百六十八條から第三百七十一條までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

8 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二条、第三百六十三

二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七條まで若しくは第三百六十八條から第三百七十一條までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

8 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七條まで若しくは第三百六十八條から第三百七十一條までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する

条から第六十七条まで若しくは第六十八条から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

9（略）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八

場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

9（略）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八

、第五百五十六条の十五、第五百五十六条の二十の十二、第五百五十六条の三十四、第五百五十六条の五十八並びに第五百五十六条の八十の規定による権限並びに法第五百五十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3| 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

4| (略)

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）
第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にはあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の二十三第一項並びに第二十七条の二十六第一項

、第五百五十六条の十五、第五百五十六条の二十の十二、第五百五十六条の三十四、第五百五十六条の五十八並びに第五百五十六条の八十の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(新設)

3| (略)

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）
第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にはあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の二十三第一項並びに第二十七条の二十六第一項

及び第四項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五
第一項並びに第二十七条の二十六第二項及び第五項の規定による
変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二・三 (略)

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第三項(第二十七条の二
十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二
十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規
定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務
支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該
財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3・4 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取
引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引
許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取
引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の
国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所
在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福
岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に
営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任
する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこ

及び第四項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五
第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項及び第五項の
規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二・三 (略)

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二
十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二
十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規
定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務
支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該
財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3・4 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取
引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引
許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取
引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の
国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所
在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福
岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に
営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任
する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこ

とを妨げない。

一〇六 (略)

七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三及び第六十三条第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八 法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第四十九条の四第二項の規定による承認

九〇二十五 (略)

三〇七 (略)

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るもの）に限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二 (略)

三 法第四十八条の二第三項及び第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五項の規定による命令

とを妨げない。

一〇六 (略)

七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第五十六条の四第二項及び第六十三条第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八 法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、第四十九条の四第二項並びに第五十六条の四第三項及び第四項の規定による承認

九〇二十五 (略)

三〇七 (略)

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るもの）に限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二 (略)

三 法第四十八条の二第三項、第五十六条の四第二項及び第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五項の規定による

四〇六 (略)

(削る)

七〇十 (略)

十一 法第八十七條第一項の規定による処分及び同條第二項の規定による報告の求めのうち第七号に規定する聴聞に係るもの

十二〇十五 (略)

三〇七 (略)

(委員会の法令違反行為を行った者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四條の四の二 長官権限のうち第三十八條の二第四項の規定により委員会に委任された法第九十二條の二の規定による権限は、法令違反行為を行った者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長(当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(犯則事件の範囲)

第四十五條 法第二百十條第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

命令

四〇六 (略)

七 法第五十六條の四第三項及び第四項の規定による承認

八〇十一 (略)

十二 法第八十七條第一項の規定による処分及び同條第二項の規定による報告の求めのうち第八号に規定する聴聞に係るもの

十三〇十六 (略)

三〇七 (略)

(委員会の法令違反行為を行った者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四條の四の二 長官権限のうち第三十八條の二第三項の規定により委員会に委任された法第九十二條の二の規定による権限は、法令違反行為を行った者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長(当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(犯則事件の範囲)

第四十五條 法第二百十條第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇三 (略)
四 法第九十八條第二號の二から第二號の四までの罪
五〇八 (略)
九 法第二百五條第一號から第四號まで、第六號の二から第六號の四まで、第十一號、第十二號、第十四號又は第十八號から第二十號までの罪

一〇三 (略)
四 法第九十八條第二號の二又は第二號の三の罪
五〇八 (略)
九 法第二百五條第一號から第四號まで、第六號の二から第六號の四まで、第十一號、第十二號又は第十八號から第二十號までの罪

改正案	現行
<p>(資金の運用) 第十六条 (略)</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。次項において同じ。）への預託</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(資金の運用) 第十六条 基金の業務上の余剰金の運用は、次の方法により行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一 信託会社等への信託</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。次項において同じ。）への預託</p> <p>3・4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲）</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下同じ。）並びに同法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社</p>	<p>（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲）</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、）をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農林中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）</p> <p>三 金融商品取引業者並びに金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社</p>

四 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

改正案	現行
<p>（取引の非常停止）</p> <p>第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 金融商品取引所の会員等 金融商品取引法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（取引の非常停止）</p> <p>第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 金融商品取引所の会員等 金融商品取引法第五十六条の四第一項に規定する会員等をいう。</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ～ニ（略）</p>	<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一 信託会社等への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二 生命保険会社又は農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み</p> <p>三 金融商品取引業者との第十八条第三項に規定する投資一任契約の締結</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（金融商品取引法第二十八条第八項第六</p>

2
5
6
(略)

2
5
6
(略)

号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。
。を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生労働
省令で定めるものが発行するものに限る。の売買
ロ 貸付信託の受益証券の売買
ハ 預金又は貯金
ニ 運用方法を特定する信託であつてイからハマまでに掲げる方法
又はコール資金の貸付け若しくは手形の割引により運用するも
の

改正案	現行
<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条 法第十条第一項第十号の政令で定める債券は、同項第一号、第三号、第五号、第七号及び第九号に掲げる債券とする。</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p>	<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条 法第十条第一項第十号の政令で定める債券は、同項第一号、第三号、第五号、第七号及び第九号に掲げる債券とする。</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p>

改正案	現行
<p>（有価証券の貸付け） 第四条（略）</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>	<p>（有価証券の貸付け） 第四条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>

改正案	現行
<p>（債券の貸付け）</p> <p>第八条 法第二十九条第五号の政令で定める債券は、国債並びに同条第三号ロからへまで及びりに掲げる債券（同号りに規定する標準物を除く。）とする。</p> <p>2 法第二十九条第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p>	<p>（債券の貸付け）</p> <p>第八条 法第二十九条第五号の政令で定める債券は、国債並びに同条第三号ロからへまで及びりに掲げる債券（同号りに規定する標準物を除く。）とする。</p> <p>2 法第二十九条第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p>

改正案

2 (略)	(略)	第三十八条第八号	(略)	読み替える金融商品取引法の規定
	(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
	(略)	募集等業務	(略)	読み替える字句

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

現行

2 (略)	(略)	第三十八条第七号	(略)	読み替える金融商品取引法の規定
	(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
	(略)	募集等業務	(略)	読み替える字句

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)
 第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第八号	(略)	読み替える法の規定
(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
(略)	受益証券の募集等の業務	(略)	読み替える字句

2
(略)

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)
 第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第七号	(略)	読み替える法の規定
(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
(略)	受益証券の募集等の業務	(略)	読み替える字句

2
(略)

十 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改 正 案

現 行

（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）
 第二百二十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等につ
 いて金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係
 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）
 第二百二十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等につ
 いて金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係
 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2 5 (略)	(略)	第三十八条第八号	(略)	読み替える金融商 品取引法の規定
	(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
	(略)	投資証券の募集等の 業務	(略)	読み替える字句
2 5 (略)	(略)	第三十八条第七号	(略)	読み替える金融商 品取引法の規定
	(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
	(略)	投資証券の募集等の 業務	(略)	読み替える字句

改正案	現行
<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）及び同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）</p>	<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同法第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）</p>

十二 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
 政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第十六条 沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条及び第二十一条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第六款及び第七款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>第十六条 沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条及び第二十一条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>

十三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）

改正案	現行
<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</p>	<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</p>

同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条の六第二号	第三十九条の六第一号	(略)	(略)
外国法人	又は同条第四項	(略)	(略)
外国法人(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)	を行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。) 又は同法第二十八条第四項	(略)	(略)

同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)	(新設)	第三十九条の四第一項、第三十九条の五及び第三十九条の六各号列記以外の部分	(略)
(新設)	(新設)	法	(略)
(新設)	(新設)	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	(略)

第三十九条の九第二項	第三十九条の九第一項	(略)	(略)	(略)
法第百三十六条の三第一項第五号ロ	法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	(略)
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	(略)

(新設)	第三十九条の九	(略)	(略)	第三十九条の七
(新設)	法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	法第百三十六条の三第一項第四号イ
(新設)	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ

3 ～ 7 (略)	(略)		
	(略)	行う者	
	(略)	行う者（同法第二十九条の 四の二第九項に規定する第 一種少額電子募集取扱業者 を除く。）	法第三百三十六条の三第一項 第五号ロ
3 ～ 7 (略)	(略)		
	(略)	(新設)	
	(略)	(新設)	

十四 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十三号）

改正案	現行
<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十五条の七第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に改める。</p> <p>（略）</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十五条の七第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからフまでに掲げる者（第十一条第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十 四十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 金融機関（法第四条第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。）、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号リ及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保証協会</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからケまでに掲げる者（第十一条第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十 四十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 金融機関（法第四条第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。）、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号リ及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保証協会</p>

法（昭和二十八年法律第九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号ト及び第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。

二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十及び第百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第一項及び第百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第九条第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二十七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移

法（昭和二十八年法律第九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号ト及び第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。

二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八及び第百五十六条の八十、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第一項及び第百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第九条第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二十七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平

転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五条第一項の規定に基づく検査に關すること。

三 次に掲げる者の検査に關すること。

イ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方

ロ 船主相互保険組合

ハ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ニ 保険業法第二百二十二条の二第二項に規定する指定法人（次条第一項第一号ヲ及び第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）

ホ 損害保険料率算出団体

ヘ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三條の五第二項に規定する指定紛争処理機関（次条第一項第一号ヲ及び第二十二條第一項第一号へにおいて「指定紛争処理機関」という。）

ト 信託業（担保付社債に關する信託事業を含む。次条第一項第

成十九年法律第二十二号）第十五条第一項の規定に基づく検査に關すること。

三 次に掲げる者の検査に關すること。

イ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方

ロ 船主相互保険組合

ハ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ニ 保険業法第二百二十二条の二第二項に規定する指定法人（次条第一項第一号ヲ及び第二十二條第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）

ホ 損害保険料率算出団体

ヘ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三條の五第二項に規定する指定紛争処理機関（次条第一項第一号ヲ及び第二十二條第一項第一号へにおいて「指定紛争処理機関」という。）

ト 信託業（担保付社債に關する信託事業を含む。次条第一項第

一号ナ、第十一条第一項第十七号及び第二十条第一項第一号ロ
において同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業
法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録
を受けた者

チ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報
機関及び指定試験機関

リ 不動産特定共同事業を営む者

ヌ 確定拠出年金運営管理業を営む者

ル 前払式支払手段発行者

ロ 資金移動業を営む者

ワ 資金清算業を行う者

カ 認定資金決済事業者協会

コ 電子債権記録機関

タ 指定紛争解決機関（金融商品取引法第百五十六条の三十八第
一項に規定する指定紛争解決機関を除く。）

レ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構

ソ 保険契約者保護機構

ツ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行

ネ 沖繩振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式
会社国際協力銀行

ナ 独立行政法人住宅金融支援機構

ラ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

ム 独立行政法人国際協力機構

一号ネ、第十一条第一項第十七号及び第二十条第一項第一号ロ
において同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業
法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録
を受けた者

チ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報
機関及び指定試験機関

リ 不動産特定共同事業を営む者

ヌ 確定拠出年金運営管理業を営む者

ル 前払式支払手段発行者

ロ 資金移動業を営む者

ワ 資金清算業を行う者

カ 認定資金決済事業者協会

コ 電子債権記録機関

タ 指定紛争解決機関（金融商品取引法第百五十六条の三十八第
一項に規定する指定紛争解決機関を除く。）

レ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構

ソ 保険契約者保護機構

ツ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行

ネ 沖繩振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式
会社国際協力銀行

ナ 独立行政法人住宅金融支援機構

ラ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

ム 独立行政法人国際協力機構

(監督局の所掌事務)

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

ニ 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

ホ 株式会社商工組合中央金庫

ヘ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者並びに株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方

(監督局の所掌事務)

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

ニ 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

ホ 株式会社商工組合中央金庫

ヘ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者並びに株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方

- ト 信用保証協会、保証業務支援機関、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会
- チ 保険業を行う者
- リ 保険持株会社
- ヌ 船主相互保険組合
- ル 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
- ロ 指定保険数理法人
- ワ 指定紛争処理機関
- カ 金融商品取引業を行う者
- コ 指定親会社
- タ 証券金融会社
- レ 投資法人
- ソ 信用格付業者
- ツ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体
- ネ 特定金融指標算出者（金融商品取引法第五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十条第一項第一号へ及び第二十三条第一項第一号トにおいて同じ。）
- ナ 信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
- ラ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

- ト 信用保証協会、保証業務支援機関、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会
- チ 保険業を行う者
- リ 保険持株会社
- ヌ 船主相互保険組合
- ル 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
- ロ 指定保険数理法人
- ワ 指定紛争処理機関
- カ 金融商品取引業を行う者
- コ 指定親会社
- タ 証券金融会社
- レ 投資法人
- ソ 信用格付業者
- ツ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体
- ネ (新設)
信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
- ナ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ム 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。第十九条第一項第六号トにおいて同じ。）

ウ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第二百八条第一項及び第二十二、二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。第十九条第一項第六号チにおいて同じ。）

キ 不動産特定共同事業を営む者

ク 確定拠出年金運営管理業を営む者

コ 前払式支払手段発行者

ク 資金移動業を営む者

ヤ 資金清算業を行う者

マ 認定資金決済事業者協会

ケ 認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号カにおいて同じ。）

二〇十三（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ナ、ラ及びハからマまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号カからソまで、ネ及びウに掲げる者の監督に関

ラ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。第十九条第一項第六号トにおいて同じ。）

ム 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第二百八条第一項及び第二十二、二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。第十九条第一項第六号チにおいて同じ。）

キ 不動産特定共同事業を営む者

ク 確定拠出年金運営管理業を営む者

コ 前払式支払手段発行者

ク 資金移動業を営む者

ヤ 資金清算業を行う者

マ 認定資金決済事業者協会

マ 認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号カにおいて同じ。）

二〇十三（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ネ、ナ及びウからヤまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号カからソまで及びムに掲げる者の監督に関

する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号に掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号に掲げる者を除くものとする。

イ 銀行業を営む者

ロ 信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ハ 銀行持株会社

ニ 銀行代理業及び長期信用銀行代理業を営む者

ホ 資金清算業を行う者

ヘ 特定金融指標算出者(特定金融指標(金融商品取引法第二条

第四十項に規定する特定金融指標をいう。)のうち外国為替及

び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一

項第十三号に規定する債権(金銭の貸借により生ずるものに限

る。)の利率で金融庁長官が定めるものに係る特定金融指標算

事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号に掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号に掲げる者を除くものとする。

イ 銀行業を営む者

ロ 信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ハ 銀行持株会社

ニ 銀行代理業及び長期信用銀行代理業を営む者

ホ 資金清算業を行う者

(新設)

出業務（金融商品取引法第五十六條の八十五第一項に規定する特定金融指標算出業務をいう。）を行う者に限る。）

二（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからホまでに掲げる者の監督に関する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

（証券課の所掌事務）

第二十三條 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 金融商品取引業を行う者

ロ 指定親会社

ハ 証券金融会社

ニ 投資法人

ホ 信用格付業者

ヘ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定

投資者保護団体

ト 特定金融指標算出者（第二十条第一項第一号へに掲げる者を

除く。）

二〇四（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからホまで及びトに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同

二（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからホまでに掲げる者の監督に関する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

（証券課の所掌事務）

第二十三條 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 金融商品取引業を行う者

ロ 指定親会社

ハ 証券金融会社

ニ 投資法人

ホ 信用格付業者

ヘ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定

投資者保護団体

（新設）

二〇四（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからホまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一

項第一号へに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

号へに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

十六 金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第三号クの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇十五（略）</p>	<p>金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第三号オの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇十五（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券については電子募集取扱業務（同号に規定する電子募集取扱業務をいう。次条第一項において同じ。）を行っている金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次項及び附則第四条において同じ。）は、改正法の施行の日において同号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に同号に掲げる事項について同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分

までの間。次項において同じ。）は、同号に掲げる事項について、同条第四項の変更登録を受けなくても、引き続き、当該電子募集取扱業務を行うことができる。

2 前項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 改正法の施行の際現に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に規定する有価証券について電子募集取扱業務を行っている登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。次項において同じ。）は、改正法の施行の日において同号に掲げる事項について変更があつたものとみなして、新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定を適用する。この場合において、当該登録金融機関は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同項の規定による届出をしないでも、引き続き、当該電子募集取扱業務を行うことができる。

2 前項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に掲げる事項について新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出を行ったときは、当該届

出を行った日までの間）は、適用しない。

第四条 外国法人である金融商品取引業者（新金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者であつて、国内において取引所取引業務（新金融商品取引法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。）以外のものを行わない者に限る。）については、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第二十九条の四第一項第四号ロ及びハの規定は、適用しない。